



## 6 障がい福祉サービス等

### ● 障害福祉サービス

**内容** 障がい者が地域で自立した生活が送れるように支援するための制度です。

**対象者** 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病患者等の方。  
● 障がいの種別や障害支援区分等により、受けられるサービスが異なります。

### 介護給付

| サービスの名称       | 内容  |
|---------------|---|
| 居宅介護（ホームヘルプ）  | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                                 |
| 重度訪問介護        | 重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助、外出時の移動支援などを行います。 |
| 行動援護          | 知的障がいや精神障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。          |
| 同行援護          | 視覚障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。                |
| 短期入所（ショートステイ） | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で介護を行います。                       |
| 重度障害者等包括支援    | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。                   |
| 生活介護          | 常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。            |
| 療養介護          | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。 |
| 施設入所支援        | 施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。                             |

### 訓練等給付

| サービスの名称         | 内容   |
|-----------------|--|
| 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活機能向上のための訓練を行います。 |
| 宿泊型自立訓練         | 上記生活訓練対象者で、居室その他の設備を利用して日常生活能力向上のための支援を行います。     |
| 就労移行支援          | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 |

| サービスの名称         | 内容  |
|-----------------|---|
| 就労継続支援（A型・B型）   | 一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。 |
| 就労定着支援          | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。                                     |
| 共同生活援助（グループホーム） | 地域で共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。   |
| 自立生活援助          | 一人暮らしに必要な生活力等を補うため、1年間、定期的な居宅訪問等により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います。                |

## ● 障害児通所支援

内容 障がいのある児童が、年齢や障がい特性に応じた訓練を身近な地域で受ける支援です。

対象者 支援が必要とされた児童。（手帳の有無は問いません。）

| サービスの名称     | 内容   |
|-------------|--|
| 児童発達支援      | 日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練を行います。   |
| 医療型児童発達支援   | 児童発達支援と併せて、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を行います。上肢・下肢又は体幹機能に障がいがある児童が対象です。                |
| 放課後等デイサービス  | 学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。                                    |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がいなどにより、外出が著しく困難な障がいがある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。                                  |
| 保育所等訪問支援    | 児童が通っている保育所等に、専門知識のある職員が訪問し、集団生活に適用するための専門的な支援を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。 |

## ● 障害福祉サービス市内事業所一覧

| サービス   | 施設名           | 郵便番号     | 所在地          | 電話番号         | 経営主体           |
|--------|---------------|----------|--------------|--------------|----------------|
| 居宅介護   | 真庭市社協訪問介護北事業所 | 717-0403 | 真庭市下湯原 47 番地 | 0867-62-7111 | (福) 真庭市社会福祉協議会 |
| 居宅介護   | 真庭市社協訪問介護南事業所 | 719-3143 | 真庭市下市瀬 558-1 | 0867-52-1571 | (福) 真庭市社会福祉協議会 |
| 重度訪問介護 | 真庭市社協訪問介護北事業所 | 717-0403 | 真庭市下湯原 47 番地 | 0867-62-7111 | (福) 真庭市社会福祉協議会 |
| 重度訪問介護 | 真庭市社協訪問介護南事業所 | 719-3143 | 真庭市下市瀬 558-1 | 0867-52-1571 | (福) 真庭市社会福祉協議会 |
| 同行援護   | 真庭市社協訪問介護北事業所 | 717-0403 | 真庭市下湯原 47 番地 | 0867-62-7111 | (福) 真庭市社会福祉協議会 |

| サービス       | 施設名                                      | 郵便番号     | 所在地              | 電話番号         | 経営主体           |
|------------|--|----------|------------------|--------------|----------------|
| 同行援護       | 真庭市社協訪問介護南事業所                            | 719-3143 | 真庭市下市瀬 558-1     | 0867-52-1571 | (福) 真庭市社会福祉協議会 |
| 短期入所(福祉型)  | コスモスの園                                   | 716-1401 | 真庭市五名 574-1      | 0866-52-4771 | (福) 秋桜会        |
| 短期入所(福祉型)  | 蒜山慶光園                                    | 717-0602 | 真庭市蒜山上福田 1201-23 | 0867-66-4060 | (福) 慶光会        |
| 短期入所(福祉型)  | 旭川荘真庭地域センター                              | 717-0402 | 真庭市湯原温泉 442-1    | 0867-62-7701 | (福) 旭川荘        |
| 短期入所(医療型)  | 真庭市国民健康保険湯原温泉病院                          | 717-0403 | 真庭市下湯原 56        | 0867-62-2221 | 真庭市            |
| 短期入所(医療型)  | 総合病院落合病院                                 | 719-3141 | 真庭市上市瀬 341       | 0867-52-1133 | (医) 社団井口会      |
| 生活介護       | デイセンターまにわ                                | 719-3143 | 真庭市下市瀬 653       | 0867-52-7371 | (福) 慶光会        |
| 生活介護       | コスモスの園                                   | 716-1401 | 真庭市五名 574-1      | 0866-52-4771 | (福) 秋桜会        |
| 生活介護       | 旭川荘真庭地域センター                              | 717-0402 | 真庭市湯原温泉 442-1    | 0867-62-7701 | (福) 旭川荘        |
| 生活介護       | 旭川荘真庭地域センターさくら<br>(主たる障がい者を重症心身障がいとするもの) | 717-0402 | 真庭市湯原温泉 442-1    | 0867-62-7701 | (福) 旭川荘        |
| 生活介護       | デイセンターひるぜん                               | 717-0504 | 真庭市蒜山下福田 1-126   | 0867-66-7066 | (福) 慶光会        |
| 生活介護       | 蒜山慶光園                                    | 717-0602 | 真庭市蒜山上福田 1201-23 | 0867-66-4060 | (福) 慶光会        |
| 施設入所支援     | コスモスの園                                   | 716-1401 | 真庭市五名 574-1      | 0866-52-4771 | (福) 秋桜会        |
| 施設入所支援     | 蒜山慶光園                                    | 717-0602 | 真庭市蒜山上福田 1201-23 | 0867-66-4060 | (福) 慶光会        |
| 就労継続支援 A 型 | サラメシ本舗                                   | 719-3144 | 真庭市落合垂水 729-2    | 0867-52-8563 | (株) 今本屋        |
| 就労継続支援 A 型 | デイセンターまにわ                                | 719-3143 | 真庭市下市瀬 653       | 0867-52-7371 | (福) 慶光会        |
| 就労継続支援 B 型 | コスモスワーク                                  | 716-1401 | 真庭市五名 10-1       | 0866-52-9390 | (福) 秋桜会        |
| 就労継続支援 B 型 | ワークスひるぜん                                 | 717-0505 | 真庭市蒜山上長田 2300-1  | 0867-66-7750 | (福) 慶光会        |
| 就労継続支援 B 型 | スカイハート灯                                  | 717-0741 | 真庭市若代 2887-1     | 0867-46-2090 | (NPO) 灯心会      |
| 就労継続支援 B 型 | 真庭いきいき会                                  | 716-1403 | 真庭市宮地 1621       | 0866-56-1330 | (NPO) 真庭いきいき会  |
| 就労継続支援 B 型 | 旭川荘真庭地域センター                              | 717-0402 | 真庭市湯原温泉 442-1    | 0867-62-7701 | (福) 旭川荘        |
| 就労継続支援 B 型 | ワークプレイスマにわ                               | 719-3114 | 真庭市高屋 376-1      | 0867-52-2662 | (福) 慶光会        |
| 就労継続支援 B 型 | フリーズドライ工房まにわ                             | 719-3202 | 真庭市中島 386-1      | 0867-44-1881 | (福) 鶯園         |
| 就労継続支援 B 型 | 泉茶 (きんかえも真庭支所)                           | 719-3201 | 真庭市久世 2937-6     | 0867-24-2745 | (NPO) じゃがいもの木  |
| 就労継続支援 B 型 | ジーニー                                     | 719-3224 | 真庭市目木 1424-7     | 0867-45-0433 | 合名会社 池田商店      |
| 共同生活援助     | コスモス共同生活事業所                              | 716-1401 | 真庭市五名 10-1       | 0866-52-9390 | (福) 秋桜会        |

| サービス   | 施設名            | 郵便番号     | 所在地              | 電話番号         | 経営主体    |
|--------|----------------|----------|------------------|--------------|---------|
| 共同生活援助 | グループハウスおちあい    | 719-3143 | 真庭市下市瀬 653       | 0867-52-7371 | (福) 慶光会 |
| 共同生活援助 | グループハウスひるぜん    | 717-0505 | 真庭市蒜山上長田 2300-1  | 0867-66-7750 | (福) 慶光会 |
| 共同生活援助 | グループハウスかわかみ    | 717-0602 | 真庭市蒜山上福田 1201-23 | 0867-66-4060 | (福) 慶光会 |
| 共同生活援助 | 真庭地域生活ホーム      | 717-0402 | 真庭市湯原温泉 442-1    | 0867-62-7701 | (福) 旭川荘 |
| 計画相談支援 | 真庭地域生活支援センター   | 719-3201 | 真庭市久世 2928       | 0867-42-7966 | (福) 慶光会 |
| 計画相談支援 | サポートステーションコスモス | 716-1401 | 真庭市五名 574-1      | 0866-52-5622 | (福) 秋桜会 |
| 地域移行支援 | 真庭地域生活支援センター   | 719-3201 | 真庭市久世 2928       | 0867-42-7966 | (福) 慶光会 |

## ● 児童通所サービス市内事業所一覧

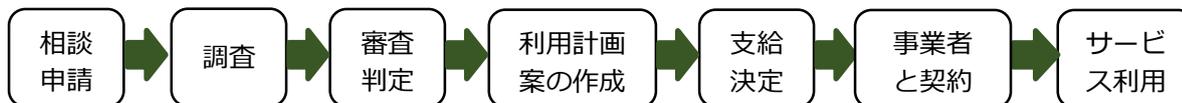
| サービス        | 施設名                                    | 郵便番号     | 所在地                       | 電話番号          | 経営主体      |
|-------------|--|----------|---------------------------|---------------|-----------|
| 児童発達支援      | つぼみ北房                                  | 716-1411 | 真庭市上水田 3166 番地 1          | 0866-56-1976  | (NPO) つぼみ |
| 児童発達支援      | 旭川荘真庭地域センターさくら<br>(主たる障がい重症心身障がいとするもの) | 717-0402 | 真庭市湯原温泉 442-1             | 0867-62-7701  | (福) 旭川荘   |
| 放課後等デイサービス  | ピタゴラス放課後 真庭                            | 719-3201 | 真庭市久世 2669 番地 4<br>名越旅館南館 | 0867-45-7702  | (株) ピタゴラス |
| 放課後等デイサービス  | マルコポーロ放課後 真庭                           | 719-3201 | 真庭市久世 2259-1              | 0867-45-1105  | (株) ピタゴラス |
| 放課後等デイサービス  | ペリー放課後 真庭                              | 717-0013 | 真庭市勝山 1254                | 070-6444-7788 | (株) ピタゴラス |
| 放課後等デイサービス  | つぼみ北房                                  | 716-1411 | 真庭市上水田 3166 番地 1          | 0866-56-1976  | (NPO) つぼみ |
| 放課後等デイサービス  | 旭川荘真庭地域センターさくら<br>(主たる障がい重症心身障がいとするもの) | 717-0402 | 真庭市湯原温泉 442-1             | 0867-62-7701  | (福) 旭川荘   |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 旭川荘真庭地域センターさくら<br>(主たる障がい重症心身障がいとするもの) | 717-0402 | 真庭市湯原温泉 442-1             | 0867-62-7701  | (福) 旭川荘   |
| 保育所等訪問支援    | 旭川荘真庭地域センターさくら<br>(主たる障がい重症心身障がいとするもの) | 717-0402 | 真庭市湯原温泉 442-1             | 0867-62-7701  | (福) 旭川荘   |

## ● その他 (市内)

| サービス  | 施設名   | 郵便番号     | 所在地          | 電話番号         | 経営主体      |
|-------|-------|----------|--------------|--------------|-----------|
| 福祉ホーム | 三愛ホーム | 719-3141 | 真庭市上市瀬 370-4 | 0867-52-0131 | (医) 社団井口会 |

## ●サービスの利用方法

### 申請から利用までの流れ



### 申請について

- ・マイナンバーが必要です。受けたいサービスにより提出するものが異なりますので、福祉課にお問い合わせください。
- ・障害福祉サービス、障害児通所支援を利用する場合、サービス等利用計画、障害児支援利用計画が必要です。詳しくは真庭地域生活支援センター（TEL 0867-42-7966 FAX 0867-42-7960）、サポートステーションコスモス（TEL 0866-52-4771 FAX 0866-52-4772）にお問い合わせください。

### 利用者負担

原則 1 割負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

#### 所得を判定するときの世帯の範囲

|                                      |                   |
|--------------------------------------|-------------------|
| 18 歳以上の障がい者<br>(施設に入所する 18、19 歳を除く。) | 障がいのある人とその配偶者     |
| 18 歳未満の障がい児<br>(施設に入所する 18、19 歳を含む。) | 保護者の属する住民基本台帳での世帯 |

#### 障がい者の利用者負担

| 区分   | 対象となる世帯  | 月額負担上限額  |
|------|--|----------|
| 生活保護 | 生活保護世帯の人   | 0 円      |
| 低所得  | 市民税非課税世帯の人   | 0 円      |
| 一般 1 | 市民税課税世帯で、市民税所得割 16 万円未満の人<br>※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除く。 | 9,300 円  |
| 一般 2 | 上記以外の人   | 37,200 円 |

#### 障がい児の利用者負担

| 区分   | 対象となる世帯                       | 月額負担上限額              |         |
|------|-------------------------------|----------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護世帯の人                      | 0 円                  |         |
| 低所得  | 市民税非課税世帯の人                    | 0 円                  |         |
| 一般 1 | 市民税課税世帯で、<br>市民税所得割 28 万円未満の人 | 通所施設、ホームヘルプ利用<br>の場合 | 4,600 円 |
|      |                               | 入所施設利用の場合            | 9,300 円 |
| 一般 2 | 上記以外                          | 37,200 円             |         |

## 軽減制度

### ●高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に障害福祉サービス（補装具にかかる利用者負担を含む）を利用する人が複数いる場合などでも、合算した額が上限額を超えた分は、「高額障害福祉サービス等給付費」として支給されます。

### ●食費等実費の負担軽減措置（※入所施設利用者、通所施設利用者のみ）

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されていますが、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、それを基準に補足給付を行うことで、負担の軽減を図ります。（※通所施設等では、低所得、一般世帯（所得割 16 万円未満）の場合、食材料費のみの負担となるため、約 3 分の 1 の負担となります。）グループホームの利用者（生活保護又は低所得世帯）が負担する家賃を対象として利用者 1 人当たり円額 1 万円を上限に助成されます。

### ●多子軽減措置

障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援）を利用している児童と、同じ世帯の市民税所得割額が 77,101 円未満で兄又は姉がいる場合、又は同じ世帯の市民税所得割額が 77,101 円以上で、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援施設に通う就学前の兄若しくは姉がいる場合、利用者負担を軽減します。

### ●児童発達支援等の無償化

満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から就学前まで、利用者負担は無料となっています。無料となるサービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援です。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局



## ●地域生活支援事業

| サービスの名称  | 内容  | 対象者  |
|----------|---|--|
| 移動支援事業   | 外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の種別で下肢、体幹、移動機能、視覚、聴覚障がい1級～2級の方</li> <li>療育手帳の交付を受けている方</li> <li>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</li> <li>難病の方</li> </ul>                 |
| 日中一時支援事業 | 施設において日中活動の場を提供し、在宅の障がい者や障がい児及びその家族の介護負担の軽減を図ります。                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>療育手帳の交付を受けている方</li> <li>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</li> <li>難病の方</li> <li>日中において一時的に見守り等の支援が必要と認められ方</li> </ul> |
| 訪問入浴サービス | 在宅の重度障がい者が、訪問入浴車の利用により自宅で安全に入浴できることで障がい者の清潔の保持、心身機能の維持を図ることができます。 | 居宅で入浴が困難な在宅で生活する重度の障がい者の方  |
| 福祉ホーム    | 居宅生活が困難な障がい者に生活する場所を提供します。  | 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な身体、知的及び精神障がい者   |

費用の一部負担

原則1割負担。ただし、生活保護受給世帯・低所得世帯は無料。

●日中一時支援事業の利用にあたり食事や光熱水費、材料費等は実費を負担していただきます。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

## ●障害者通所授産施設等通所奨励事業

内容

在宅の心身障害者で就労支援施設等及び小規模作業所に通所するものに対し、奨励金を支給することにより自立生活を奨励し、心身障害者の福祉の増進を図ります。

対象者

真庭市が障害者福祉サービス受給者証を交付し、就労支援施設等に通所する者及び市内の小規模作業所に通所している者

給付額

通所する実日数に200円を乗じた金額（上限 月額4,000円）

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局